

平成19年度第4回大規模小売店舗立地審議会議事概要

- 日時：平成20年1月30日（水） 午後2時～午後4時30分
場所：コラボしが3階中会議室2
議題：1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について
 (1) 「(仮称)木川店舗」の新設届出に係る審議
 (2) 「サンミュージック長浜店」の新設届出に係る審議
2 報告
 (1) 法第8条第4項意見の状況（平成19年11月末現在）
 (2) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第6条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について
 (3) 前回の審議会の答申および県の意見について

出席委員：松井委員、三代澤委員、中本委員、平柿委員、辻委員、沼井委員

県出席者：和田商工観光労働部次長、村井参事、江村副参事、陌間副主幹、阿部主任主事

〔議事概要〕

議題1 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議について

「(仮称)木川店舗」の新設届出含む2件について事務局資料に基づき説明

(1) 「(仮称)木川店舗」の新設届出について

- ・建物設置者が届出資料に基づき説明（主な説明内容は下記の通り）
 - ・店舗近くに木川町交差点がある。若干混雑しているが、交差点需要率（飽和度）は、処理可能な数値に収まっている。
 - ・店舗への出入は、主要地方道草津守山線、県道山田草津線に面した既存の出入口への左折イン、左折アウトを基本に考えている。そのために経路の一部について迂回路を設定した。
 - ・県道山田草津線の木川町交差点東側は左折車線を含め三車線になっているが、信号の渋滞が、若干長くなっているため、来店車両が影響をおよぼさないように、手前の入口専用3から引き込む。
 - ・繁忙期やオープン時には、主要地方道草津守山線の沿線に100台程度の臨時駐車場を確保して、そこにも案内しようと計画している。
 - ・騒音発生源となる設備は、既存住居に極力影響を与えないよう建物南側に集中させる。
 - ・入口専用3と出入口4は、午後10時以降使用しない。

会長： ただいまの説明について、質問があればお願いします。

委員： 確認させていただきたいことがある。午後10時以降、入口専用3、出入口4を止めて駐車場の南側を使用しないようにするとのことだが、どのようにして制限するのか。

設置者： 基本的には、飲食店用駐車場という形の路面表示での対応を考えている。どうしても、飲食店への来客があることから、完全にシャットアウトする形にはできていない。

委員： 午後 10 時以降に締め出すようなものではないということか。

設置者： 午後 10 時以降、物販用の駐車場としては利用しない形でさせていただく。

委員： 午後 10 時以降、そこには入ってはいけないという表示がされるのではないのか。

設置者： はい。完全にはシャットアウトできない。

委員： この飲食店の営業時間は、何時までか。

設置者： 夜 12 時まで営業している。

委員： それはそのまま続くということか。

設置者： その通り。

委員： わかった。入口が塞がるだけで、飲食店用駐車場としては使われているのか。

設置者： はい。その通り。

委員： この入口専用 3、出入口 4 は、朝の何時から開ける予定か。

設置者： 基本的には午前 6 時以降になると思うが、特に時間は限っていない。飲食店の営業も午前 11 時からなので、午前 6 時以前に開くことはないと思う。

委員： まだ、そのあたりを決めていないとのことなので、コメントさせていただく。午前 6 時以降に使うということで夜間最大値の予測はされていないとのことだが、入口専用 3、出入口 4 から入る車両があると、その走行音が、付近の民家へある程度のレベルで届いてしまう。午前 7~8 時はまだ就眠中の方も多いため状況だから、入口専用 3 と出入口 4 を開ける時間は配慮した方がいい。

店舗南側はモデルハウスとのことで、現時点では特に対策は取らず、住居になった場合に、対策を考えていくとのことだ。空調機等が壁際に設置されることになっている。予測においてカタログ値に +3dB されているのはよしとして、壁面で囲まれたようなところに設備が並ぶような形になるので、いま挙げられている対策だけでは、基準値を満足するのは難しいと思う。また、敷地境界すぐのところには搬入口があり、店舗南側からちょうど見えるような状況になるので、午前 6 時台から搬入を行うとなると、音源が最大 70dB を超えるようなレベルであるため、その対策も考えておかないといけないかと思う。現時点ではモデルハウスだから、開店後すぐに問題が起こることはないだろうが、いま挙げられている対策だけでは足りないのではないかという印象を持っている。

設置者： 店舗南側は所有地ではないが、建物設置者サイドの管理地上のモデルハウスや店舗だ。設備を上を上げるのはひとつの案ということで、シミュレーションさせていただいた。最終的に住宅になることがあった場合、それも含めた対応を考えていかなければという認識は持っている。

会長： ほかにあるか。出入口4を出た場合、南の方に向かっていくのだが、どこに抜けるのか。

設置者： 主要地方道草津守山線にしか出られない。

会長： 可能性として、団地の中に入っていき感じがしないでもないが。

設置者： 三ツ池の団地との間には水路があり、橋が一本もないので行くことができない。主要地方道草津守山線沿線のユニクロのあたりに道路ができており、そこを通過して同線にしか出られない。

委員： 3は入口専用か。

設置者： そうだ。

委員： 出入口4から出た車は、南の方へしか行かせないというふうにされるわけか。

設置者： その通り。

会長： 交通の規制としては、一方通行ではないのか。

設置者： 違う。双方向に行けるようになっている。

委員： 交通規制としては、行くことができるわけだ。

設置者： 来客に対しては、看板や交通整理員等で、右折で出るよう誘導案内をさせていただく。正面の市道が完全に開通すれば、左折も問題ないと思うが、現段階では用地買収が進んでいない。

委員： いつ頃、拡幅される予定か。

設置者： 市に問い合わせたが、地主との交渉が難航しており、全く目途が立っていないという状況。

委員： 入口専用3と出入口4は、午後10時を過ぎたら閉めるのか。どのようにして閉めるのか。

設置者： 出入口は、チェーンで閉めて物理的に行かせないようにさせていただく。届出書の平面図のうち、破線で書いた駐車枠は、午後10時以降、物販店の駐車場としては使用しないという部分で、そこにはチェーンができない。

委員： 飲食店の来客車両も、出入口1を使うことになるのか。

設置者： 現在、出入口1と出入口2しか使っていない。いまと何ら変わらない状態となる。

会長： 出入口4に入ってくる車がどのくらいの数なのか、まだわからないわけか。

設置者： ここはいま使っていないので、全くわからない。

委員： 配置図に荷さばき施設 1、2 は示してあるが、荷さばき台数の一番多い 3 はどこか。

設置者： 配置図では、新設店舗の右側、1 階平面図では図面右側に 3 がある。

委員： 搬入車両は、主にどこから入ってくるのか。

設置者： 出入口 1 と 2 で対応する。

委員： それに関連してお聞きしたいのだが、朝の 6~8 時に 4t 車、2t 車と記載されている。どのようなものを搬入するのか。

設置者： いずれもドン・キホーテの日配物。パンとか牛乳とか。

委員： どうしてもこの時間帯になるのか。

設置者： はい。既存店で搬送している実態に即して、記載させていただいたので。

委員： 廃棄物の処理の仕方については、草津市の取扱いに準じた形で計画されたのか。

設置者： 現在、既存店舗として営業している部分がある。草津市許可の業者が集荷して、草津市のクリーンセンターやリサイクル工場に持ち込んでいる。それに準じて同じようにさせていただこうと、市と調整もさせていただいている。

委員： はい。わかった。

委員： 通常であれば、来店車両は県道山田草津線の出入口 1 から左折で入ってくると思う。たぶん、そこの渋滞も考えて、入口専用 3 の方に若干でも誘導できればということだと思うが、積極的に入口専用 3 の方に誘導しようというイメージか。

設置者： まず、出入口 1 は、左折車線の停止線から 58m ほどのところにある。これに対して、渋滞長は、平日ピーク時で 97~98m くらい、一番最悪の休日午後 2 時頃だと、104m となる。これは隣接の飲食店の中ほどまで達するので、その時間帯に我が方の来店車両も並ばせてしまうと、渋滞を助長してしまう。手前で混んでいる時は積極的に入れる。それでも狭いので、近隣への迷惑を最小限に抑えるために、その時だけ誘導したい。通常ならばそこまで混まないの、出入口 1 からでよいと思うが、混んでいる時の対策として、入口専用 3 を使って行く。

委員： 交通整理員は、渋滞が起こっているところを回避するために、緊急避難的に配置するのか。

設置者： はい。一般の通過交通もあるし、安全確保という意味合いで、入口の両側に 1 名ずつ。

委員： 左折すれば入口専用3があるという案内看板は特に考えていないのか。

設置者： それは交通整理員が誘導する。

委員： プラカードとか。

設置者： それでやっていく。

委員： そのことに関連して、入口専用3と出入口4を午後10時以降は閉めるということだが、もし入口専用3を利用されている方が、午後10時以降にここへ入ってきてしまった場合、ここでUターンして出ていけるのか。南側へ回らないと、出られなくなるのか。

設置者： ここは現在、かなり道幅が広がっており、Uターンのできる十分なスペースがある。ここでUターンして県道山田草津線に戻っていただくしかない。

委員： そういうことか。

設置者： 出入口2から入ろうと思うと、主要地方道草津守山線のガードの下を潜らないと入ることができないので、その場でUターンして出入口1に入るのが、一番近道だと思う。

委員： そのような事態が起こるのは夜間だと思うので、夜にも見える表示が必要かなと思う。それと、廃棄物の処分再生業者について、ものによっては、京都府知事や京都市長の許可業者しか書いていないのだが、これは滋賀県下では処理が無理だということなのか。

設置者： 現在、滋賀環境センターという業者が、搬出にあたっているのだが、そこが京都市に持ち込んでいる部分があるので報告させていただいている。滋賀県の中で処理できないもののみ、持っていっていると聞いている。

委員： 府県を跨って産業廃棄物を処理することはできるのか。

事務局： 補足すれば、それぞれ知事の許可を持つ業者であれば、制度上、府県を跨ることは可能。

委員： 先ほど話が出た出入口4は必要なものなのか。なぜこれが必要なのか。そこから出ていってもほとんど役に立たない気がしたが。

会長： 草津市から入口専用3も含めて拡幅工事が済むまで正面の市道を利用するなという意見が出てきているが、その点も併せてお答え願う。

設置者： まず、出入口4について、開業当初は、周辺にお住まいで地元の道をよくご存知の方しかお使いにならないのではないかと考えている。右折で南の方にしか出られないから。基本的には、出入口1と出入口2に案内しようと思っている。最終的に、この市道が開通すれば利用させていただきたいので、開けておきたい。いまの段階では補助的ということになるが、将来、市道が開通し

た時には、もっと積極的に使いたいと考えており、届出させていただいた。入口専用3については、先ほど申したように、木川町交差点の県道山田草津線の西行きが、若干、混むため、出入口1をふさいでしまうということが往々にして見られる。その対応策ということで、その渋滞長を我が方の来店車両によっていまより長くしてしまうのは、近隣への対応としてよくないだろうと考えて、入口専用3で積極的に渋滞を短くするために、利用させていただきたい。市道がまだ完全ではないものの、入口専用3があることによって渋滞長が短くなるということから、十分交通対策として見込めると考えている。

委員： 出口としての使い方について、いまは地元の方しか通らないが、ここ使うことによって、元々そのような道を知らなかった人が、どんどんこっちへ流れていくという可能性はないのか。生活道路という位置付けかと思うが、それが、抜け道として使われる可能性があるのではないか。

設置者： 既に抜け道として使われている。木川町交差点の西行きで、目の前で詰まっていたら、ここを通過して主要地方道草津守山線に抜けようとする方がもう既に定着されているので、いまよりひどくなるとはあまり考えていない。

会長： 出入口4からは右にしか出られないと言うが、一方通行ではないので、その気なら左に出る可能性はある。

設置者： それはある。

会長： そして既にこの市道を通過する人たちがいるということだから、ぶつかる形になる。

設置者： そう。なので、交通整理員等、両側に配置させていただいて。

委員： 閉鎖時間帯には、もちろん、交通整理員もおられない。

設置者： はい。

委員： さきほどUターンしてまた戻ったらいいのではないかという話だった。出入口4は、よく知っている人しか通らないというが、そんなことはないと思う。出口と書いてあったらそこから出てしまう。右にしかいけなかったのに左に出た後で、何かトラブルの元にならなければよいと思う。

委員： いまの段階では、特に正面の市道が細いので、あまり来店客に使っていただきたくない道路。

会長： それは入口専用3も含めて考えてよいか。

委員： 入口専用3に入る方が、ちょっとわからないところもあるが、それがなければ、そもそも左折車線の渋滞を助長するようなことになるのかという気はする。確かに減ることは減ると思うが、わざわざ入口専用3から引き入れなくても、左折インだから少し待てば出入口1に行くので、わざわざここに入口を作るほどのことでもないような印象だ。入口専用3を開けることで、どの程度、渋滞長が変わるといような試算はされているのか。

設置者： 現状の渋滞長は計算しているが、渋滞長の変化まではしていない。

会長： 入口専用3に入ってくる場合、県道から市道への入口が非常に狭い。それ自体が渋滞の元になる。説明の趣旨はわかるが、草津市の意見もそれなりにわかるわけだ。ましてこの市道が一方通行でないとしたら、入口専用3、出入口4から出てくる車が仮に左折して県道山田草津線の方に出て行った場合、どういうことになるのか。そのような意味では、拡幅工事が済むまでは、ここを使うべきではないのではないかと草津市の意見も妥当な感じがするわけだが、いかがか。それから、その辺と関わって、主要地方道草津守山線の反対側に、同じ建物設置者が営業されている建物があり、ここの駐車場を臨時駐車場として利用すると書いてあるが、これを繁忙期等、臨時ではなく、状況に応じて大津側から来る車がそこに止められるような措置が取れないものか。

設置者： 臨時駐車場については、来客にかなり歩いていただかなければならない。現状では空いているので、常時入庫することも可能だが、そこまでは来客に言えないのかなど。空いているときは場内に入ってもらっていただければいい。迂回路も案内しようとしているから、それで左折インで十分入っていただけて考えている。常時という話は、この場では返事をしない。調整はさせていただきたい。市道木川東38号線の利用についてだが、確かに狭くて入るのに抵抗があることは理解している。主要地方道草津守山線には中央分離帯があり、市道木川東38号線から入れば、主要地方道草津守山線には左折でしか出られない。基本的には、逆送はほとんどないと考えている。何度か通ってみたことはあるが、県道山田草津線の方へ逆送して出てくるのはかなり少なかったと認識している。まず、出入口1が、渋滞でふさがってしまうので、そこから入れない時には常に来店車両が、並んでしまう状態になる。それに対して市道木川東38号線を利用した場合、抵抗はあるが引き入れることで渋滞を軽減することには十分対応できるのではないかと。使わなければ、そこに1時間36台の来店車両が来ると予測しているが、その分は、並んでしまうということになると思う。

委員： 市道木川東38号線は、ところどころ狭いようだが、仮に対向車両があった場合、対向できるスペースはあるのか。それとも、1台しか通れない幅が続いているのか。

設置者： 1台しか通れないのは、店舗南側にある山寺川と市道木川東38号線が交差している橋の部分と、県道入口の用地買収ができていない部分。それら以外は広がっている。

委員： この前後は対向できるのか。

設置者： 十分できる。6m以上の幅があるので。

委員： 問題は、県道山田草津線から入ってくる場所。長さにして20mくらいか。

設置者： その20mと橋の部分は全く対向できない。どちらかに譲ってもらわなければならない。

会長： よろしいか。建物設置者の考え方として、当面、臨時駐車場については常時いけるかどうか今後検討すると。それから、市道木川東38号線については県道山田草津線左折車線の混雑を避けるために、どうしても使いたいという意向か。

設置者： はい。

会長： それから、店舗南側の住宅展示場があるところで、将来ここに人が住むような場合には、騒音源の設備等を移転することについて確実にできるわけか。

設置者： それも含めた有効な対策を検討して実行する。

委員： いまの話だが、出入口1も出入口2も、左折イン左折アウトなので、出入口1から入ってきた車その気になれば出入口4から市道木川東38号線を左に出て、県道山田草津線を右折で出ることができるわけだ。そのような車両が増えてくれば、対向できなくなる事態が起こるような気がする。出入口4は右折でしか出られないことを保証するようなものは何かあるのか。

設置者： ここを利用する場合は、交通整理員を配置する。県道山田草津線の方には出られない、交通安全上、問題があるという呼びかけを、交通整理員や看板等で行う。

委員： 常時、立てるのか。

設置者： 基本的にはここを利用する場合は常時配置すると届出書には書かせていただいた。

委員： 出入口1を使うのは、1時間36台か。

設置者： そう。

委員： この信号のサイクルを考えると、1サイクルに並ぶのは2~3台くらいだと思う。

設置者： はい。

委員： その2~3台を駐車場に引き入れるためにここを開けるということになるのかと思う。

設置者： ただ、2~3台というのは、あくまでも予測なので、それが保証された台数ではない。1サイクルあたり最大17.4台が左折車線にふさがってしまうという調査結果も出ている。

委員： その数字は渋滞として。

設置者： 渋滞というよりも、現在、木川交差点を西に向かって左折する台数。それだけが1時間418台と現況調査で出ている。1サイクルあたりで言えば、休日の最大で150秒サイクルで17.4台という計算結果が出ている。これに2~3台加われば、20台くらいになってしまう。それは、結構な台数かと考えている。それで渋滞長が100何mという数字が計算で出てしまう。

会長： ただ、拡幅工事が済むまでは微妙な感じだ。特にほかに何かあるか。

委員： 来店経路図を見ていると、大津方面からの車は、主要地方道草津守山線の木川町交差点を直進させて、何百mか向こう側でUターンさせた後に入ってもらおうという図面がある。実際は、木川町交差点を右折して出入口1から入ってしまうような感じだが、図のとおりに流すために、この木川町交差点を右折して入ることができないような対策は考えているか。

設置者： ドン・キホーテのホームページ等に来店経路図を載せて、大津方面からはUターンしてほしいというような周知をしていきたいと思っている。オープニングの時には、そのルートを定着させるためにも、プラカードを持たせた交通整理員を出入口に配置するなどして、木川町交差点を右折せず、迂回路を回ってもらおうというような案内をしなければ、定着しないだろうと考えている。

委員： 出入口1に誘導員は置くのか。右折しないように。

設置者： 繁忙期で、混雑する時には、配置は考えている。

会長： 実際、無理な感じだ。

委員： 木川町交差点を直進してUターンする経路というのは、ちょっとわかりにくいと思う。それを周知徹底するためには、ホームページだけではなく、何か大きな看板でもどこかに出していたとか、オープンやその他の時に新聞折込のピラを入れるとかの対策を考えていただくことが必要かなという感じもする。プラカードで示したとしても、行った先でどこをUターンするのか戸惑われる事態も起こるのかなという感じもする。

設置者： 検討させていただいて、後日、返事をさせていただく。

会長： 草津の人でも、わかりにくいと思う。

委員： わかりにくいと思う。それから、出入口1で右折出庫する車も十分ありえる。右折出庫と右折入庫が重なると危ない感じもする。木川町交差点から出入口1までの距離は何mくらいか。

設置者： 50m弱。

委員： 木川町交差点までの距離が短い。短い距離に右折入庫や右折出庫する車があると、渋滞の原因になってしまうような感じがする。

会長： 現状では、あまり見られない。

設置者： 現状ではドン・キホーテがないからかもしれないが、既存の店舗に関する限りでは、あまり、右折入庫、右折出庫というのは見られない。

会長： ここは右折での入出庫がしにくいところだ。それだけにUターンする経路の周知というのは、大事ではないかと思うが。ほかによろしいか。

(2) 「サンミュージック長浜店」の新設届出について

・建物設置者が届出資料に基づき説明(主な説明内容は下記の通り)

- ・7年前から店舗面積975㎡で営業してきた。
- ・店舗面積の増床により、大店立地法の基準面積1,000㎡を超えるので、届出対象となった。
- ・騒音の夜間最大値について、予測地点8か所のうち、4か所が規制基準を上回る。
- ・基準を超える予測地点4か所のうち、1か所は事業所と国道8号、2か所は道路と河川に面している。残りの1か所は民家に面している。原因はいずれも車両走行音。
- ・民家に面している予測地点には高さ2mの壁があり、1階高さでは規制基準を下回る。また、2階高さにおいても、走行速度の抑制と、夜間は予測地点の正面に止めている従業員通勤車両を移動させて駐車枠を閉鎖することにより、19dBに抑えられる。
- ・営業している既存店舗でもあるので、対策は既に実施している。
- ・室外機などの点音源について、西側境界線上に設置している一部は、夜間の運転を停止して、騒音発生を防止している。
- ・増床に伴い新たに設置する室外機は、屋上に設置する。
- ・交通、廃棄物に関しては、増床後も特に問題はないと考えられる。
- ・7年前から営業しているが、地元住民から騒音を含めて苦情は一切ない。

会長： ただいまの説明について、質問があれば、お願いします。隣接地に建物がある関係でどうか。

委員： 店舗西側の建物は2階建か。

設置者： はい。2階建てだ。

委員： わかった。店舗西側に9、10番の騒音源として換気扇か室外機が設置されているが、何時から何時まで使うのか。

設置者： 現状でも止めていることは止めているが、実績では、8~9時の間には止めている。

委員： 夜8~9時ということか。

設置者： はい。

委員： 朝は開店してから動かすわけか。

設置者： 運転開始はそうだ。そして、午後10時には止めるような形。

委員： わかった。

会長： 閉店は午後10時か。

設置者： 閉店は24時。

会長： 開店は。

設置者： 開店は午前 10 時だ。

委員： 両側に壁があるようなところなので、届出書に書かれている数値よりは何 dB か高くなるような環境だ。あまり数字を信頼せず、対策を検討すべきだろう。苦情等はないと仰ったが、建物設置者から積極的に尋ねてのことなのか、あるいは、受身で苦情がなかったということなのか。

設置者： あまりアパートの方とはお話しする機会がないが、店舗南西側の住宅の方とは、面識があり、開店当初は、店舗から光が漏れることが少し気になったようだが、騒音では特に苦情はない。

設置者： 今の点については、添付書類 p.9 に書いている。

委員： そこは読んだ。尋ねてみると、結構気にしてはいるが言えないでいるという場合もある。アパートの方も、現状としてどのぐらいの音なのかわかりかねるので、伺われてもいいかもしれない。

会長： 敷地境界西側の予測地点 H のあたりでは、境界線と騒音源とは、どの程度離れているのか。

設置者： 1 m ちょっただ。

会長： 予測上は基準内だが、敷地境界との関係では、さきほど話のあった奥の方にある設備と同様だ。そちらは午後 10 時以降止めるとのことだが、どうしてこの設備は止めないのか。

設置者： その騒音源 4 番は、非常に小さな音源だ。

会長： さきほど、委員から話があったように、いわば壁に囲まれたような場所だけに、測り方によっては、予測値以上になる可能性が予想される。

設置者： 1m 離れた地点の実測で 51dB。それを元に計算した。ただ、いま仰った測り方次第ではということは気を付けたいと思う。

会長： とりあえず、苦情がないとのことだが、そこは留意していただきたい。ほかにあるか。

(3) 「(仮称)木川店舗」の新設届出に係る審議

会長： 少々粗忽かもしれないが、私の方でたたき台を示す。

例えば、一番大きいのが、入口専用 3、出入口 4 のところ。市道木川東 38 号線の利用。計画では、県道山田草津線からの入りだけで、その時は交通整理員を置くということになっているが、草津市からは市道の拡幅工事が済むまでは利用すべきではないとのことだ。ただし、市道であるということもあるが、現実に県道から 20m までは狭い。ここでの出入があることによって、交通整理

員を置いたとしても、渋滞を招くようなこともありうる。ここについて、何か意見を出していくようなことが必要ではないかと思う。

騒音については、店舗南側の山寺川ぎりぎりに建物を建てて、そこにエアコン等の設備があるということだ。現状では、その向かい側は住宅展示場や事業所となっている。将来的な問題として、仮にその向かいに住宅が建つ場合、建物設置者においても一応、騒音対策を事前に検討しているが、一定の騒音対策を念押ししておくことも必要かもしれない。

来店経路で、大津方面から来る来客車両を木川町交差点で通過させて、その先の砂川大橋の下でUターンさせることについて、さきほど委員からも出されたように、結構、わかりづらい部分があるので、それを周知させる。その手立てとして、ホームページ以外にも行わせるというようなこと。

主要地方道草津守山線反対側の臨時駐車場について、大津方面から来客車両との関わりで、例え一時的であれ、随時置くことができるような措置を検討することを求めてもいいのではないか。

とりあえず、荒っぽいが、だいたいそのあたりではないかと思う。ご意見を出していただきたい。おおよその方向としては、特に市道木川東 38 号線のところは、付帯的な意見ではなくて、むしろ、意見として出していく。それ以外の、敷地南側の設備に関する騒音の問題等については、付帯的な意見でもいいのではないか。

委員： よろしいか。いま、会長が仰った感じしかないかなと思う。特に、議論になった入口専用 3、出入口 4、この市道木川東 38 号線の取扱いだが、地元のご意見も鑑みれば、当然、ここは使わない方がよいというような方向しか、多分、ありえないと思う。ただ、その一方で、この県道山田草津線の左折車線の渋滞、1 時間に 36 台くらい、信号の 1 サイクルあたりで 2~3 台が増えるというような話があったと思う。正直言って、アベレージを取ったところであまり意味はないのではないかと思う。むしろ、入る車があれば、出る車もあるわけだから、そのようなことを考えると、2~3 台の増加では多分済まないとは思っている。それを重視するとすれば、少々のリスクを覚悟してでも、入口専用 3 の側を開放しないといけないということなのだろう。仕方がないという語弊があるが、そこにあと 2 台増加する分はやむなしというふうに考えないと。要するに、県道の交通量の増加と、市道の安全が両立するということが、おそらく不可能だと思う。そもそも計画自体がだめという話になってくる。そう考えると、会長が仰ったようなことしかないかなとは思っている。

あとは、大津方面から来店車両がUターンしてまた入ってくるという話があったが、現実的には無理だと思う。1 回や 2 回、そのような誘導があったとしても、運転に自信のない方であれば、そのように通ってもいいだろうが、少し慣れた方であれば、当然、この木川町交差点を右折して、普通に出入口 1 から右折で入ってくるということもあるだろう。計画として、いろいろとリスクがあるような感じかなというのが、正直な印象だ。

それと、正直、偏見もあるのだが、できあがる設備等を見ると、どうしても若い方が積極的に利用されるのかなと思う。構内というか、敷地の中でのトラブル発生等、いろいろな心配もあるのだが、そのあたりはどうなのか。少しまとまりはないが。

会長： 最後に述べられた点との関わりでは、24 時間営業なので、夜間の駐車場等で問題が発生しないように何か求めておくことも必要かもしれない。

委員： そう。

会長： 市道木川東 38 号線のところで、騒音関係は特に必要ないか。住居に近いところで。

委員： 夜は閉めるというようにされているので。その点では。

会長： そうしたら、建物設置者としては、この市道木川東 38 号線をぜひとも利用したいという、強い意向があるようだが、意見の形として、市道木川東 38 号線については、地元の意向を踏まえつつ、拡幅工事が終了するまでは、利用しないことと意見を付けてはどうか。なお、そのほかの点、特に店舗南側の設備についての念押しと、来店経路のUターンに関わる周知徹底の工夫、臨時駐車場の取扱いについては付帯的に。ただし書きの形で考えているが、よいか。

委員： ご質問だが、仮にさきほどの市道木川東 38 号線の話で、建物設置者としては渋滞の緩和を目的に計画している。実際に店がオープンした後に渋滞が発生して、どうしようもない状態になった場合、この審議会との関係等はどうなるのか。

事務局： 大店立地法の趣旨の関係から話しをさせていただくと、意見を付けるにあたっては、届出に基づいて事前に予測できるかどうかの判断による。対策を取ったあるいは取らなかったが、実際は異なったという場合、そこまでは担保しないという用語はあるが、事前にできることはやっておいてくださいねということの主眼において意見を付ける付けないを判断すればよい。

会長： よいか。

委員： はい。

会長： それから、あと一点。夜間の駐車場について、特に問題のないように対策を講じるよう付け加えておいたらいいと思う。そんなところでよろしいか。

委員： はい。

会長： なにか。

委員： とんりの飲食店にも駐車場があるが、ここの間はどのようになっているのか。出入口をこちらに作れば、多くは解決するような。

委員： たぶん、行き来はできないだろう。

事務局： 今回の店舗の駐車場と隣接飲食店の駐車場とは、完全にフェンスで切られている。

(4) 「サンミュージック長浜店」の新設届出に係る審議

会長： 騒音関係が中心になるのではないかと思うが、質疑応答で気になるようなところがあれば。

委員： 現時点では苦情等はないし、新しく作る音源が屋上ということなので、いまより悪くなるよ

うなことはないと思われる。ただ、さきほども申し上げたが、騒音レベル自体は 50dB くらいなので、苦情が出てくる可能性はあるレベルだ。

会長： 24 時間継続して運転することはないとのことだ。例えば、手前の小さい機械と思われる設備も午後 10 時以降同じように配慮してもらおうような何か意見を付けてはという気はしているが。

委員： あれは家庭にも付いているようなものかもしれない。そこまでやらなくてもという気はする。

会長： ほかに何か。よろしいか。では、意見なしということで。

会長： 事務局から結果を確認してください。

事務局： それでは、1 件目の(仮称)木川店舗については、意見として、市道木川東 38 号線に面する入口専用 3、出入口 4 は、付近の生活環境への影響を踏まえて、道路拡幅完了まで利用しないこと。あとは意見という形ではなく付帯事項として、建物南側の騒音源について向かい側に住宅が立地する場合は対策を行うこと、来店経路の周知は徹底して行うこと、臨時駐車場は柔軟に運用すること、駐車場内の青少年対策についても状況に応じて適切な対策を取ることの 4 点。

2 件目のサンミュージック長浜店については、意見なし。

会長： よろしいか。以上の内容で、運営規定第 7 条に基づいて答申文を作成し、本日付で知事に答申する。答申文については、事前に各委員に照会して、意見をいただいた上でまとめることとしたい。

議題 2 報告

- (1) 法第 8 条第 4 項意見の状況(平成 19 年 11 月末現在)
- (2) 滋賀県大規模小売店舗立地審議会運営規定第 6 条に基づく特別の手続きにより審議会の議決を経ない届出について
- (3) 前回の審議会の答申および県の意見について
それぞれ資料に基づき事務局から説明

閉会